

メビウス  
講義レポート

第214回 2022年12月ハイブリット

「"なぜ"から始める相続対策」

講師：浅沼みらい税理士法人 税理士 原田尚信氏



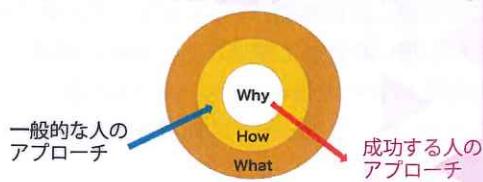
メビウスでは恒例になった、原田講師による「相続対策」。

なぜ"なぜ"から始めるのか。以下は原田講師からです。

家庭の問題も、ビジネスの問題も"なぜ"からアプローチした方がスムーズに、そして堅実に成長をしていきます。

私たちは自分が提供するものを必要とする相手とビジネスをするのではなく、自分が信じることを信じてくれる相手とビジネスをすることがベストです。納得したうえで、買ってもらったり、納得したうえでやつたりすることで周りをファンにしていきます。相続もビジネスと同じです。ぜひ、みんなが納得感をもてる相続を考えていきましょう。自分自身で本物を見分ける力が大切です。

サイモン・シネックが提唱する「ゴールデンサークル」



相続の決まる順番は？

① 遺言があれば、その内容どおり

↑ 遺留分（知ってから1年以内）

※ 遺言がないケースが95%以上が現実

※ 仮に遺言を残していたとしても、内容的に残念なケースも

※ 遺留分とは、最低限、推定相続人が権利主張できる取り分（兄弟姉妹にはない）

② 相続人全員の話し合い（遺産分割協議）

※ 相続人が認知症、音信不通であると・・・

※ もめてしまうと、話し合いもできない！

③ 法定相続

※ 現金預金は分けやすいが、自社株式を分けてしまったら・・・

遺留分は  
法定相続分の半分

贈与税と相続税および新民法との関係①

● 遺言と遺留分

遺留分とは、相続人が最低限の遺産を相続することができる権利

具体的には、法定相続分の半分。

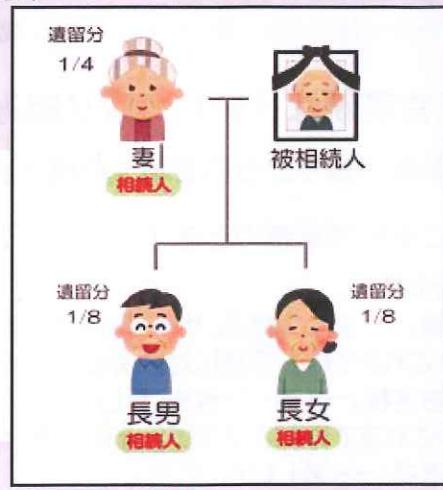
遺言で、『長男に全部』と残しても、

長女には、 $1/4 \times 1/2 = 1/8$ を相続することができる権利がある。

この権利を請求することを「遺留分侵害額請求」という。

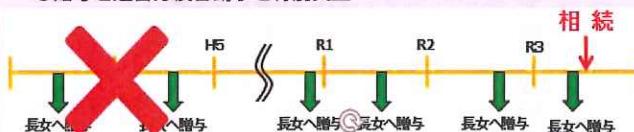
なお、民法改正により請求額を金銭にて支払うこととされた。

★右図参照



贈与税と相続税および新民法との関係②

● 贈与と遺留分侵害請求と特別受益



遺留分減殺請求がされると、「全ての財産を相続する長男」としては、

『長女だって』ずっと贈与を受けていたじゃないか！？』

と争うケースが多くあった。（特別受益）

以前の民法では、相当若い頃にされた贈与が、将来遺留分の対象になることなど想定していなかったのが普通である。

新民法では、この点が改められ、相続開始後10年以内にされた贈与のみが対象になる。

生前贈与がダメになる・・・！？



相続前3年以内の相続人への贈与は、遺産に加算され相続税がかかる。但し、遺産を相続しない相続人や相続人でない孫等への贈与は、相続前3年以内でも遺産への加算しない。

現在、検討されている内容は

「相続開始前7年以内という期間をもっと長くできないか」



である。（2023.1改正により、7年以内が決定）

相続は、必要になってからでは納得のいく相続はできません。

メビウス12月は、相続セミナーの月です。ぜひ、毎年12月は「相続についてみんなで考える月」にしてみませんか。相続人、被相続人お互いの想いが伝わるように、ぜひ来年はご参加ください。

原田講師の講義と言えば・・・

相続の知識だけではありませんね。いろんな気づきを投げかけてくれますね。今年は

①羊羹の売上をあげたい。あなたならどうする？ → 薄いスライス羊羹にしてバターと一緒にパンにはさむ。→ 思い出すキューが2倍になりました。

②経営における数字の意味ってなんだろう。 → 戰略に具体性を与え、筋書き通りにうまくいっているかどうかの判断を与えるのが「数字」である。

③センスを磨く → お茶「綾鷹」CM → "おいしい"とは一言もない → 「このお茶は、急須でいれた緑茶の味」と表現 → よく売れる。

④ホームレスをサポートするイギリスのNPOのCM → ホームレスを電球で飾り立てた → クリスマスで「楽しみに溢れた世界との対比」で問いかける。

ヒントが溢れている日常に、どう気づくか。気づきをいただきました！